

令和4(2022)年2月14日【月】
於 栃木県公館 大会議室

第182回 栃木県都市計画審議会
会 議 録

1. 開催日 令和4（2022）年2月14日（月）

2. 開催場所 栃木県公館 大会議室

3. 出席委員 18名

山田委員、藤島委員、森本委員、桎委員、
荒井委員、青山委員、稲葉委員、小瀬委員(代)、
若林委員(代)、大角委員(代)、野井委員(代)、
齋藤委員、小池委員、琴寄委員、小林委員、
相馬委員、三森委員、久保田委員

※(代)は代理出席であり、2号委員（関係行政機関の職員）については栃木県都市計画審議会規程により代理出席が認められております。

午後1時30分 開会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第182回栃木県都市計画審議会を開会いたします。

開会にあたり、県を代表して田城県土整備部長から御挨拶申し上げます。

○田城県土整備部長 県土整備部長の田城でございます。開会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変御多用の中、今年度2回目の開催となります栃木県都市計画審議会に御出席を賜りましてまことにありがとうございます。また、日ごろから本県の都市計画行政に際しまして御支援、御協力を賜っておりますことを、この場をおかりいたしまして御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、ここ数年、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いましてさまざまな問題が生じているところであります。このような中、ウィズコロナという時代といえますか、働き方につきましても、テレワークの推進でありますとか、または公共交通の利用実態の変化など、さまざまな影響が生活様式にも及んできておりまして、大きな変革の時代を迎えているところであります。

このような新型コロナウイルス感染症の時代を迎えて、我々の生活様式、暮らし方、働き方につきましても、その意識、価値観等々も大きく変化、多様化している状態にあります。そのような生活スタイル、また都市活動の変化を踏まえまして、これからの都市、目指すべきまちづくりの方向性はこういったものか、これらの変化を的確に捉えて将来の都市政策に必要なことは何かといったようなことを、現在、庁内において研究を進めているところでございます。これらの課題に対しましては、今後、皆様方の御意見、御助言等を仰ぐ機会もあろうかと思っております。その際には、ぜひとも委員の皆様方の御指導をよろしく願いますところでありませう。

さて、本日の審議は、栃木市及び小山市、並びに那須塩原市において、県が定める都市計画道路3つの路線の変更案について御審議いただく予定でございます。委員の皆様には、それぞれ専門的なお立場から御意見等をいただければ幸いですので、よろしく願いいたします。

結びになりますが、今後とも栃木県の都市計画行政の推進になお一層の御助言、御協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

○事務局 本日は委員20名のうち出席者は18名となっていることから、栃木県都市計画審議会条例第5条の規定による定足数に達していますことを御報告いたします。

それでは、第182回栃木県都市計画審議会に付議されました議案について、御審議をお願いいたします。

議事の進行につきましては、森本会長よろしく願いいたします。

○議長 皆様、こんにちは。それでは議事を進めさせていただきます。

まず議事録署名委員ですが、今回は7番の青山泰子委員、8番の稲葉光二委員を指名させていただ

きます。よろしくお願いいたします。

本日の案件としましては、お手元の次第でございますように、「小山栃木都市計画道路の変更について」のほか付議案件が1件、報告案件が1件でございます。

また、審議会は、栃木県都市計画審議会規程第12条の規定におきまして、栃木県情報公開条例第7条に定めております、個人の権利利益を害する恐れがある事項などを審議する場合や、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除き、原則として公開となっております。

それでは、第1号議案「小山栃木都市計画道路の変更について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） それでは第1号議案について御説明いたします。

議案書の2ページの計画書並びに3ページの位置図を御覧ください。

今回の変更対象路線は、位置図に赤色で表示しております小山栃木都市計画道路3・3・3号小山栃木都賀線及び3・4・202号樋ノ口河合線でございます。

3・3・3号小山栃木都賀線は、小山市の中心市街地である小山市中央町1丁目を起点に栃木市街地の東側を通り、1・3・1号北関東自動車道の都賀ICを經由し、栃木市都賀町家中字入江を終点とする延長約16,400mの都市計画道路であり、県北西部と県南部を結ぶ広域ネットワークの一部を形成する幹線街路として都市計画決定されました。

また、3・4・202号樋ノ口河合線は、栃木市樋ノ口町字流を起点とし、栃木市河合町へ至る延長約3,550mの都市計画道路であり、栃木市街地を形成する幹線街路として都市計画決定されました。

詳細につきましてはお手元の参考資料を使って御説明いたします。

1ページをお開きください。「1 位置図」を御覧ください。今回変更となるのは、3・3・3号小山栃木都賀線及びこれと交差する3・4・202号樋ノ口河合線の赤線で示した区間になります。主な変更点としては、この交差点における交差形式の変更と横断構成の変更となります。

なお、3・3・3号小山栃木都賀線については、起点の小山市側から約2.4kmについて既に供用が開始されており、それに続く約3.5kmが整備中となっているほか、終点の都賀側約5.5kmについても供用が開始されており、それに続く約1.3kmが整備中となっているなど、段階的に整備が進められております。

2ページの「2 平面図」を御覧ください。交差点の詳細につきましては、3ページに交差点の平面図がございますので併せて御覧ください。

今回の変更理由といたしましては、当初決定当時は高い走行性を優先させて鉄道と道路を一体的に立体交差する通過型の交差形式として計画しておりましたが、道路の交差点におきましては、小山市と栃木市という県南部の拠点都市間の連携のさらなる強化を図り、互いの都市機能を共有できるネットワーク型都市の構築に向けまして、栃木市街地への円滑なアクセス機能を持つ結節型の平面交差に変更するものです。なお、鉄道部は立体交差となります。

この平面交差への変更に伴い、3・4・202号樋ノ口河合線についても、3・3・3号小山栃木都賀線との交差点において、安全で円滑な交通を確保するために、右折車線を設置する変更をいたします。

なお、この計画の見直しにあたりまして、将来交通需要等の定量的な検討を行った結果、平面交差で円滑な交通を確保できることを確認しております。

また、3・3・3号小山栃木都賀線の当該変更区間においては、周辺土地利用の現状や将来の見通しを勘案し、沿道地域の農業の利便性向上を図るため、副道を設置する計画に変更いたしました。

次にページ右側の「3 横断図」を御覧ください。Aで示す今回の変更区間における3・3・3号小山栃木都賀線の標準的な幅員については、副道を設置するため、全幅を、28.0mから31.0mに変更します。

Bに示す交差点部の幅員については、JR両毛線と3・4・202号樋ノ口河合線の連続立体交差の構造からJR両毛線の単独立体交差の構造に変更したことにより、全幅44.0mから36.0mに変更します。

また、Cに示すJR両毛線との交差点の幅員についても同様に、道路の立体交差に必要となる接続させる道路がなくなるため、全幅40.0mから24.0mに変更いたします。

また、この変更に合わせて、交差する3・4・202号樋ノ口河合線の交差点部の幅員についても、「3 横断図」のDに示すとおり、右折車線を加え、歩道形状の見直しにより、全幅16.0mから17.0mに変更いたします。

これらの変更により、「2 平面図」で示す橙色の線から赤色の線に区域を変更するものです。

本変更案につきまして、都市計画法第17条の規定に基づき、令和3年12月7日から12月21日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、この変更案について、関係市に意見を聴取したところ、栃木市から本年1月14日付け、小山市から2月8日付けで、それぞれ異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上です。御審議よろしくお願いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様には審議をお願いいたします。御質問や御意見がございましたらお願いいたします。ございませんでしょうか。

御質問、御意見が特にないようですので、本案件につきましては、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議がございませんので、本案件については、原案どおり議決いたします。

○議長 それでは、続いて第2号議案に移りたいと思います。「那須塩原都市計画道路の変更について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事 (栃木県都市計画課長) 引き続きまして、第2号議案について御説明いたします。

議案書の5ページの計画書並びに6ページの位置図を御覧ください。

今回の変更対象路線は、位置図に赤線に表示しております那須塩原都市計画道路3・4・8号藤原西那須野線でございます。

3・4・8号藤原西那須野線は、那須塩原市永田町を起点とし、那須塩原市南赤田を終点とする延長約3,760mの、那須塩原市西那須野地区における中心市街地の骨格を形成する幹線道路として都市計画決定されました。

詳細につきましてはお手元の参考資料を使って御説明いたします。

4ページをお開きください。ページ左側の「1 位置図」を御覧ください。赤色の線で示す3・4・8号藤原西那須野線が今回の変更対象路線でございます。今回の変更内容は、青色の破線で囲っております3・5・4号国道4号線と交差する三島交差点において、那須塩原市における交通の現状及び将来の見通しを勘案し、都市計画道路の区域を変更するものでございます。

ページ右上の「2 平面図」を御覧ください。この三島交差点の東側において、安全で円滑な交通を確保することを目的として右折車線を設けるため、交差点部の区域を黄色の線から赤色の線に示す範囲の道路延長約90mを変更するものでございます。

次にページ右下の「3 横断図」を御覧ください。交差点における現都市計画の横断構成は、車道幅員3.0mで2車線、歩道を両側に3.0mとし、全幅員は15.0mとなっております。今回の変更では、交差点部に右折車線3.0mを加え、全幅を18.0mに変更するものでございます。

本変更案につきましては、令和3年12月7日から12月21日までの2週間公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、本件につきましては、関係市である那須塩原市に意見を聴取しましたところ、令和4年1月27日付けで異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様には審議を進めていただきます。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

特に御異議がございませんので、本案につきましては、原案どおり議決することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議がございませんので、本案件につきましては、原案どおり議決いたします。

○議長 それでは、続きまして報告事項に移ります。報告第1号「市町村の都市計画決定について」、事務局から報告をお願いいたします。

○幹事(栃木県都市計画課長) 報告第1号「市町村の都市計画決定について」御報告をいたします。

資料はお手元の第182回栃木県都市計画審議会報告資料となります。表紙をめくっていただいたページの報告番号1を御覧ください。令和3年10月29日から本年2月13日までの間に、市町村が都市計画決定を行いました案件について、報告するものでございます。

次に、ページをめくっていただきまして、1ページを御覧ください。こちらの表は、市町村ごとに都市計画決定の件数を計画種別ごとに集計したものでございます。計の欄に記載したとおり、土地利用に関するものが2件、都市施設に関するものが3件、合計5件の都市計画決定がされております。

なお、それぞれの計画の概要につきましては2ページに、位置図については3ページ以降に添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。報告事項ということでございますので、後ほど御確認をいただければと思います。

以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。委員の皆様には御審議いただきまして誠にありがとうございました。

なお、私事でございますが、来月をもちまして任期を終了いたします。一言だけ皆さんに御挨拶と御礼を申し上げたいと思います。

2014年に都市計画審議会の委員に就任して、4年2期、8年間都市計画審議会の委員及び会長をやらせていただきました。皆様のおかげで円滑な御審議を行うことができ、かつ、滞りなく議題を進めることができましたことを心より御礼申し上げます。

最後になりますけれども、栃木県のますますの発展と皆様の御多幸をお祈りいたしまして、私の御挨拶にかえさせていただきます。

今までどうもありがとうございました。

それでは、司会を事務局にお返しいたします。

○事務局 委員の皆様におかれましては、本日の御審議まことにありがとうございます。

本日御用意いたしました資料につきましては、御不要な場合には、机の上に置いていただいたままで結構です。

以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

午後1時50分 閉会